

## 長野県総合計画審議会傍聴要領（案）

## 1 傍聴の手続き

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

## 2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないでください。
- (3) その他、審議会会長の指示に従ってください。

(参考)

## 県ホームページへの情報掲載について

時 期	掲 載 事 項
審議会前 おおむね1週間	開催概要（日時、場所、会議事項等）を掲載
審議会後 おおむね3日以内	審議事項、資料及び音声ファイルを掲載
おおむね30日以内	議事録を掲載